

# 火花

第 49 号

1985, 9

共産主義者同盟（火花）

◎

「労働者宣言」（草案）に反対する！

―折衷綱領でなく、マルクス主義の綱領を！

P  
1

◎

小市民的 あわれみの善意 と組合主義が

生んだ帝国主義的排外主義

P  
13

―「労働者宣言」（草案）批判―

◎

メモ  
指紋押捺拒否闘争に対する一視点

―プロレタリア国際主義のために―

P  
15

# 「労働者宣言」(草案)に反対する!

—折衷綱領ではなく、マルクス主義の綱領を—

はじめに

今年(二月一〇日)の第九回全国労働者討論集会で、「労働者宣言」(草案)以下「宣言案」とする一が発表された。「宣言案」は一年間の論議を経て、来春の第一〇回労働者討論集会で採択が予定されている。

われわれは「宣言案」の発表を歓迎する。というのも、団結の基準を、全体性をもった簡潔な文書で表現することは、その組織なり、グループがどのようなレベルにあるかを労働者大衆が判断するうえで役立つからである。この点で、「宣言案」は、「労働情報」グループが八二年に「われわれの組合をめざせ」として、「労働者綱領」の論議を呼びかけてから発表されたものの中で、もっとも評価できる。

「いまのような状況では原則的なわかり切っていると思うことも綱領的文書にして確認することが必要だ。労働運動の綱領、路線、何のための労働運動、労働組合かという論議が必要だ」(『発表す

るにあたって』)。賛成である。であればこそ、われわれは「宣言案」を全面的、根本的に検討する必要がある。以下、「宣言案」の検討とわれわれの見解である。

## Ⅰ 「宣言案」の到達点と隠されていること

### ① 「社会主義」(共産主義)への接近

「宣言案」は「二人の労働運動の実践者を中心に、四人の学者、研究者の協力による労働者綱領検討委員会での予備的な討論を経て、草案起草委員会が起草したもの」だという。その中の学者の一人である伊藤誠(東大教授)は、「宣言案」の三本の柱として、①「共産党宣言」を下敷にし継承している、②「レーニンが『帝国主義論』で、当時のロシアにおける労働運動、階級闘争を労働

同盟として結集していった時の重要な路線を継承している」、③「ポーランド『連帯』労組の運動に大きな感銘を受けて、これを活かそうという方針をたてておられる」、と説明している(『季刊・労働運動』第四一〇号P九六―九八)。また、起草委員会の中心メンバーの一人である樋口氏は「百年前にマルクスがすでに言いつ、ロシア社会主義革命でレーニンが発展させて実践した思想を今日死に絶えさせようとする国家権力と諸勢力にたいして、われわれがみたび歴史の大道に復権し、新たな時代に、新しく創造、発展させようとするものだ」(同P十九)としている。

われわれは、この意見をひとまず信用することにする。それは、彼らに自分の言ったことについて責任をとってもらうためである。

ここで、重要なことは、「宣言案」が、マルクスやレーニンの学説、あるいはポーランド『連帯』など国際共産主義運動の経験を検討した上で、起草し発表されたとしていることである。換言すれば、直接に党派としての立場をとっていない彼らでさえ、少しでも原則的な文書を書こうと思えば、マルクス・レーニンの検討および国際共産主義運動の経験(もちろん一定の限度内のことである)を考慮しなければならなかったということである。これは、「宣言案」本文でも次のような表現として存在する。

「新たな社会主義と労働運動を労働者のものとするために、われわれはこの『労働者宣言』を呼びかける」「社会主義と労働運動の統一を目指す」

みてのとおり、彼らは「社会主義と労働運動」を問題にし、その「統一」を口にしてはいるのだ。つまり、「社会主義」(共産主義)へ接近してはいるのである。これは、一歩前進である。

「宣言案」は自己の直接的任務を「日本労働戦線の右翼的再編成の流れが強まり、国益擁護を基本構想とする全民労協が登場するなかで、それに対抗して闘うものが、なにを、その結集軸にするかを明らかにすること」においている。したがって、全民労協(帝国主義的労働統一攻撃)と闘うという意識性から、マルクス・レーニンや国際共産主義運動の検討を行うところまで到達したことをしめしている。

もちろん、マルクス・レーニンを検討したということと、正しく復権しているということとは別のことである。また国際共産主義運動から学ぶということと、革命的教訓を導いているかどうかということも別のことである。だが、その検証は次の項でなされることである。ここでは、あらゆる議論、問題提起を行っていく上で、「社会主義」(共産主義)と労働運動の「統一」(結合)という原則を踏えること、この原則から逸脱しないことが「宣言案」によって義務となったことを確認しておけばよい。

### ② 隠された狙い

しかし、「宣言案」はこの義務を最初から裏切っている。マルクスやレーニンを継承し、「新たな時代に、新しく創造・発展させ」たとする「宣言案」には、不思議なことにマルクスやレーニンの学説はまったく存在しない。

「宣言」全体を覆っている「自由と人権」「平等」「自治」といったスローガンは、マルクスが批判してやまなかったブルジョア主義や無政府主義者のものである。また、レーニンが「国家と革命」

などで執ように暴露したブルジョア民主主義の思想である。

これはどうしたことであろうか。あるいは、起草委員会の中の妥協の用語を選んだのであろうか。あるいは、起草委員会の中の妥協の産物なのか。たしかに、かかるスローガンによって、あらゆる思想を包摂しているかのように見える。それは、思想的には雑多な集団の連合である「労働情報」グループ全体に満足を与えるためかもしれない。

しかし、それによって彼らは、ある特定の思想と用語を排除したのである。注意深く排除されているのは、マルクス・レーニン主義の思想であり、用語であり、共産主義運動における党建設の闘いである。

「宣言案」の起草者達は、一方では「社会主義」（共産主義）と労働運動との「統一」について語り、マルクス・レーニンや国際共産主義運動に学ぶ必要性を強調する。しかし、他方では、マルクス・レーニンの学説や国際的な共産主義者の党的闘いの外側に、最初から議論を設定している。

まさに、彼らが、「社会主義」（共産主義）と労働運動との統一や、マルクス・レーニンおよび国際共産主義運動について言及しているのは、そのことを否定している自己を隠すためである。最初のみた彼らの「社会主義」（共産主義）への接近はポーズであり、欺瞞である。

したがって、われわれとしては、彼らの反動的意図を徹底して暴露するために、「宣言案」の内容そのものに入り込んで批判することにした。

## II 超階級的スローガン

「宣言案」は、「現代世界をおおむね危機」について言及し、「このような危機は、現代世界における支配が資本主義・帝国主義世界から新しい、真の社会主義の時代に移るべき、大過渡期にあることを示している」と結論づけている。ここまでは、とりたてて問題にすることはない。問題は、この「真の社会主義の時代に移るべき、大過渡期」のスローガンとして、「自由と人権」「平等」「自治」を位置づけていることである。樋口氏は、このスローガンが十八世紀のフランス革命（ブルジョア革命）において提出されたものであることを認めたとて、それを今日の運動の原点にすべきだと提起している。それは「真の社会主義の時代に移るべき、大過渡期」を「自由と人権」「平等」「自治」のスローガンで領導するべきだといっていることを意味する。かくて、「宣言案」は「自由と人権」「平等」「自治」のスローガンを超階級的に取りあつかうことで成立しているのである。

### ① 「自由と人権」

「自由と人権」は、現在の日本憲法がうたっているものでもある。「宣言案」が、日本憲法と違っているのは、「国家・資本から」の「自由と人権」としていることである。

「自由と人権 国家・資本から市民的・社会的・政治的自由の確立。基本的人権、労働者の権利の保障」。

だが、「国家・資本から」と付け加えることが、ブルジョア民主

主義のそれと革命的に区別することになるのか。否である。

「宣言案」は「市民的・社会的・政治的自由」「基本的人権」「労働者の権利」の概念について説明していない。しかし、「国家・資本から」とある以上、まず、ブルジョア国家、資本主義社会を前提にしたものだと考えるのが妥当である。

ところで、資本主義社会とは、一方には生産手段・貨幣の独占的所有者があり、他方には自分の労働力を売り、資本の自己増殖運動に協力することでしか生きることが許されていない労働者がいる社会であり、前者への後者の経済的従属が拡大再生産されている社会のことである。ブルジョア民主主義は、この資本への賃労働者の経済的従属を前提にした上で、「市民的・社会的・政治的自由」「基本的人権」「労働者の権利」をうたっている。したがって、そこでの「自由と人権」「権利」のための諸手段・条件は資本家が握っている。労働者にとっては、形式的には保障されていても、経済的従属に規定されて、手段・条件がほとんどないため、「自由と人権」「権利」は存在しないも同然である。

「宣言案」は、ブルジョア民主主義のかかる欺瞞性を暴露するかわりに、「自由」「人権」「権利」を主張している。これは、資本主義社会のもとでも、労働者の「自由」「人権」「権利」の保障が可能であるかのような幻想を与えるものである。

もとより、資本主義のもとでも、労働者にとっての「自由」「人権」「権利」の要求と闘争は、プロレタリアートの政治活動の条件を拡大する上で不可欠のものである。しかし、その実現は、資本主義とブルジョア国家がある限り、一面的・部分的であるだけでなく、労働者を懐柔し、団結を破壊するための資本の側の手段としても存

在することを忘れないようにしなければならない。

以上から明らかなく、「宣言案」の「自由と人権」のスローガンは、ブルジョア民主主義に幻想を与え、ブルジョア国家と資本の打倒を曖昧にするものである。これに対し、プロレタリアートのスローガンは、ブルジョア国家と資本を打倒し、プロ独を樹立することであり、労働者にとっての「自由と人権」を実現することであり、その闘いにブルジョア民主主義の利用を従属させることである。

さて、「宣言案」のいう「国家から」を、ブルジョア国家ではなくプロ独国家であるとしたらどうか。実際、「宣言案」は「国家」をブルジョア国家ともプロ独国家とも規定せず、超階級的な規定にとどめている。これは、ブルジョア国家と同時に、一方ではプロ独国家をも念頭においてのことと思われる。

しかし、もしそうであっても「宣言案」のスローガンは誤っている。第一には、プロ独とはブルジョアジーの「自由と人権」を弾圧することで、労働者の「自由と人権」を保障することだからである。第二には、確かにプロ独のもとでも、労働者大衆の「自由と人権」が抑圧されることがある。これは一般的には、プロ独機構そのものの官僚化・歪曲化に規定されている。だが、このことは、労働者にとっての「自由と人権」がプロ独を必要としないということではない。そこで求められているのは、プロ独の統制・介入の排除ではなく、プロ独機構そのもの、コミューン諸原則を基準とする再編と官僚主義との闘争であり、それによる国家活動への広範な参加である。「宣言案」の「自由と人権」のスローガンをこの点で見れば、超階級的に「国家から」の自由を求める無政府主義者やサンディカリストの思想を表現している。

## ② 「平等」

このスローガンも、同様に超階級的に提起されている。特に目立つのは、性質の違いをすべて「平等」の要求でひとまとめにしている点である。

「平等」思想・信条・宗教・国籍・人種・民族・性・被差別部落・障害によらず、メシと身分と魂の平等」。

少しでも真剣に考えて見れば、「思想・信条・宗教」によらず「平等」ということと、「国籍」「被差別部落」によらず、あるいは「人種・民族・性」「障害者」によらずといったことはそれぞれ性質の違いである。最初の「思想・信条・宗教」によらずというのはブルジョア民主主義の用語である。ここには、労働者階級のすべてを包摂せんとする労働組合においては「思想・信条・宗教」の違いによって排除してはならないということと、労働組合が階級闘争の組織である以上、ブルジョア的な「思想・信条・宗教」と闘争しなければならぬということとの混同がある。

次に「国籍」「被差別部落」ということはその存在そのものが「差別」を意味し、「によらず」「平等」というのは論理矛盾である。これは、「身分の平等」も同じである。この点での労働者のスローガンは、「平等」ではなく、国籍の廃止、被差別部落の解放、身分制度の廃止である。

「民族」「人種」による差別・不平等は、資本主義・帝国主義の時代において、全人類が抑圧民族と被抑圧民族とに分断されていることに根ざしている。したがって、「民族」「人種」の「平等」は、世界資本主義・帝国主義を打倒し、民族・人種の融合をかちとつて

いくことにおいてしか実現されない。

「メシの平等」のスローガンもまた、資本家が生産手段・貨幣を独占的に所有し、労働者を賃金奴隷としている資本主義社会のもとでは不可能なものである。それは、ブルジョア国家を打倒し、資本を収奪し、生産手段を社会的所有に転化し、生産・労働・分配をより高度なものでとつてかえることを必要とする。

重要なことは、性による差別と平等も含めて、一切の差別・不平等は、私的財産制度と分業の発生と発展、住民の階級への分裂に起因している。だから、真の平等のためには、私的財産制度の廃止、分業の止揚、階級（および階級的差異）の廃絶を不可欠とする。

「宣言案」の「平等」のスローガンは、そのすべてが、理論的に誤ったものとして提起されている。

## ③ 「自治」

「自治」のスローガンは「自治」労働・生産・社会のあらゆる面で、権力によらない自己決定・自主管理」と提起されている。

これは、共産主義の高い段階を説明しているかのようにみえる。だがその場合、権力機構としての国家の止揚を前提にしているから、自治の概念そのものがなくなっている。

自治の概念は、中央集権国家に対するものである。したがって、自治を独立のスローガンとして提起することは、一般に中央集権国家の否定である。それは、無政府主義者やサンディカリストによつて提起された。彼らは、いっそくとびに、つまりプロ独という過渡期をとびこえて、共産主義社会を実現しようとした。マルクスやレ

ーニンが、自治主義者と徹底して闘争したのは、それがプロ独を否定するものだからである。

樋口氏は「自治」というのは、これも古くからあったコミュニティ精神と言っている。特にポーランドの社会自衛委員会が出した自主管理思想。ポーランドでは自主管理と自治は同義語だと言われているが、職場における自主管理と自治、地域における自主管理と自治、自主管理共和国に共通した伝統的概念を新しく発展させようということだ」（『季刊・労働運動』第四一〇号P.110）と述べている。この説明からすれば、「自治」を、プロ独の歴史的に発展した形態として語っていることになる。

だが、コミュニティの問題を「自治」「権力にたよらない自己決定、自主管理」とするのは誤りである。コミュニティという形態は、全人民武装を体現した武装蜂起の機関（ただし、一般的には武装蜂起のためにはそれ以上に党の革命軍を必要とする）、ブルジョア国家機構としてかわる国家機構として発見されたものである。したがって、この形態のもとでこそ、労働者・勤労大衆の「管理」「決定」などへの参加が保障されていくのは、それが一つの権力機関（しかも民主集中型の）だからである。

さらに言えば、ポーランド社会自衛委員会が、第二次大戦後に生れたポーランド国家の反動性、官僚化に対し、自主管理共和国という形でコミュニティ型国家への改造を志向していたことは事実である。しかし、この闘いは、スターリン主義官僚と軍官僚の打倒とそれを実現していく革命党建設の闘いに失敗し、後退している。樋口氏はポーランドプロレタリアートを全体として検討して革命的教訓をえるのではなく、「自治」についての手前勝手な解釈を導いているの

だ。

みてのとうり、「宣言案」や樋口氏の「自治」のスローガンは、プロ独国家の否定として存在する。それは新しいものではなく、古い無政府主義者やサンディカリストのスローガンの焼き直しではない。

## Ⅲ 構造改革路線とサンディカリズム

以上見てきたように、「宣言案」はあらゆる思想をごちゃ混ぜにしている。だが、それは単なる寄せ集めではない。そこには一貫した偏向が存在する。それは、ブルジョア革命のスローガンを「社会主義とつなげようとする構造改革路線と自己の革命性を戦闘的経済主義で表現しようとするサンディカリズムとである。

### ① 「要求」

「宣言案」は「われわれの要求と主張」の項で、「われわれは日本の労働者の生活と権利を守り、団結を回復し、運動の共通目標を打ちたてるために、以下のような要求を確認し、達成のために闘う」として、次の項目をあげている。

- (1) 職場・工場に民主主義と労働者の自己決定権を
- (2) 地域に住民自治を
- (3) 国家・資本からの労働組合の独立と政党からの自立
- (4) 賃金格差の縮小と最低賃金制の確立
- (5) 失業反対と労働時間の短縮

- (6) 労働と労働安全
  - (7) 人権・労働基本権
  - (8) 女性
  - (9) 先住・少数民族・アイヌの解放のために
  - (10) 在日外国人
  - (11) 文化と情報
  - (12) 反公害・エコロジー
  - (13) 社会保障と労働者管理
  - (14) 農漁業・農漁民
  - (15) 反戦・反安保・軍事基地撤去・改憲阻止
  - (16) アジアインターナショナルの確立」。
- これらの要求を、われわれの立場から整理すると、政治的分野(11) (13)、(15)、(16)、経済的要求の分野(4) (6)、民主主義的要求や民族問題、女性解放などの分野(7) (10)、社会的要求の分野(11) (14)ということになる。「宣言案」の特徴は、要求を取り上げるにあたって、「社会主義革命」(共産主義革命)との関連性を曖昧にして、それぞれ独立させられていることである。
- したがって、これらの要求がプロレタリアート全体の階級闘争にとってどのような条件なのかを明確にできていない。

## ② 資本主義への屈服

さらによく見てみると、独立させて取り上げる際の立場は、政治的な部分を基本としていることが分かる。要求は内容からみて資本主義社会を前提にしているが、そこでは二つのことが問題である。

もともとそこに誤りや不正確な表現がないわけではない。誤りは「自主的平和的統一支持」にある。なぜなら、平和的統一か暴力的統一かといったことの方法まであらかじめ固定して支持するのは、朝鮮民族の自決権の承認を超えており、日朝プロレタリアートの団結にとって得策でないからである。また「太平洋圏解体」は、より正確な「米日韓軍事同盟解体」と「日韓条約廃棄」などのスローガンにとってかえるべきである。ただし、これらは、論戦によって修正可能であり、ここでは特別に問題にする必要はない。

問題は、こうした主張と並べて「アジア労働者との連帯強化の意味を「日系企業労働者に対して、本国企業に準ずる賃金・労働条件」としていることである。これは、一方では国際帝国主義の侵略・反革命との闘いや民族自決権の承認の主張に接近しながら、他方ではアジアの労働者に「本国」、すなわち日本なみの「賃金・労働条件」を押しつける形として表れている。

だが、日本の労働者の状態は、一部分の上層の特権化とともに、圧倒的多数の下層部分は「労働時間の増加・労働密度の強化」「労働災害」「低賃金」の下におかれている。(『火花』第四八号「労働者の分裂とわれわれの任務」参照)。「宣言案」のいう「本国企業労働者に準ずる賃金・労働条件」の要求とは、この下層部分の劣悪な「労働条件」「賃金」を日本の資本輸出とともに輸出せよというに等しい。

つまり、抑圧民族としての日本プロレタリアートの考慮が、ここでは一種の排外主義を生み出しているのだ。これこそ、「宣言案」に見られるサンディカリズムの実践上の帰結である。

「宣言案」は、「われわれの基本スローガン」の項でも「解放・

第一には、「職場・工場に民主主義と労働者の自己決定権」「地域に住民の自治」といったことが、資本主義社会のもとでも実現可能であるかのような幻想をふりまいていることである。第二に、少しでも具体化する段になると資本の諸政策に対する「事前協議制の確立」という具合に、資本との協調の要求に帰結していることである。

ここにこそ、階級闘争を「段階理論」(構造改革路線)で指導しようとする「宣言案」の一つの重要な傾向が露呈されているといえるよう。

## ③ 「アジアインターナショナル」

ここで提起されているインターは、コミンテルンのような共産主義者の国際党のことではなく、アジア版組合連合のようなものと思われる。したがってそこでの国際主義の政策も、そうした組合の任務というふうになっていることをふまえて検討しよう。

「フィリピン革命、朝鮮の自主的平和的統一、韓国の民主化闘争」断固支持。アジア労働者との連帯の強化。日系企業労働者に対して、本国企業に準ずる賃金・労働条件。共同の敵である米帝国主義と買弁軍事ファシスト政権の打倒をめざす共同闘争。レーガン、中曽根、全斗煥の太平洋圏解体。朝鮮敵対政策による日韓条約廃棄。

この主張は、国際帝国主義の侵略・反革命と抑圧民族である日本プロレタリアートをそれなりに考慮している点で一定評価できる。それは、「朝鮮の自主的平和的統一支持」「日韓条約廃棄」「太平洋圏の解体」といった主張にしめされている。

連帯」を主張し、「労働者階級解放」「人類解放」を掲げているが、それともかかると経済主義的排外主義ともいえる思想と結びつけられている。「アジアインターナショナル」の国際主義はまやかしだといわねばならぬ。

## ③ 「国家・資本からの労働組合の独立と政党からの自立」

日共は、「資本からの労働組合の独立」「政党支持の自由」を主張してきた。「宣言案」のスローガンは、日共の主張とはほぼ同じものである。

まず、「国家・資本から」という場合の誤りは、その国をブルジョア国家としても、プロ独国家としても同様である。ブルジョア国家・資本との関係での労働組合の独立は、ブルジョア国家・資本の打倒を不可欠の条件とする。ブルジョア国家・資本をそのままにしておいて、労働組合の独立などありえないことは、反動的、反革命的干渉や分裂工作がなくならないことを見れば明らかであろう。

プロ独国家との関係では、労働組合もまたプロ独という形態の一つの戦線である。したがって、そこからの独立ということはプロ独の否定である。これは、プロ独が歪曲され、官僚に対して労働組合が独自に闘争しなければならぬ局面が生れたとしても同義である。

次に、「政党からの自立」の主張は、日共の「政党支持の自由」以上に党の否定を意味する。日共の場合、社会党支持に対するマヌーバーであるが、「宣言案」の場合、文字通りの「自立」を要求している。

たしかに、一方では、樋口氏などは「政党を否定しているわけ

はなす」として「政党内閣と労働組合を彼岸のなかにするのにはまちは  
である」（同前P三二）と述べている。だが、政党内閣との関  
係の中味をどう考えているかが問題である。「宣言案」は「共通課  
題における政党内閣との協力および不当な干渉の排除」を主張している。

第一に、党と組合の関係を単に「共通課題における政党内閣との協力」  
として考えることはできない。労働者は階級として行動するためには、  
自分を労働組合へ組織するだけでなく政党内閣へ組織しなければなら  
ない。このことは、労働組合が革命的階級闘争に参加するためには、  
共産主義革命をめざす政党内閣およびその運動全体と密接に結びつ  
くことを要求する。したがって、革命的なスローガンは、「政党内閣  
からの自立」ではなく、革命的政党内閣との結合である。

第二に、スターリン派の党との闘いという意味で「政党内閣からの自  
立」を「不当な干渉の排除」としていても誤りである。スター  
リン派党との闘いは、「不当な干渉の排除」の要求によってではなく、  
スターリン派党にとってかわる真に革命的な党を建設する闘い  
でなければならぬ。

「労働情報」の指導部の諸君は、この間、党派に対しては労働組  
合運動に逃げこみ、労働組合活動家の指導においては党建設の問題  
に逃げこんできたが、「宣言案」においても、事実上党を否定しな  
がらも、用心深く逃げをつくっている。

#### Ⅳ 「階級的労働運動」の主張と

##### サンディカリズム

「宣言案」の実践的立場は「階級的労働運動」であるが、それは  
典型的なサンディカリズムである。

まさに、「宣言案」の「階級的労働運動」は、革命的プロレタリア  
ートとは無縁な経済主義・サンディカリズムの主張である。

#### ② 建党内閣の否定

もう少し、実際活動上の立場をつつこんで見てみよう。「宣言案」  
は、「階級的労働運動」を、社共や新左翼に対する批判関係で設定  
している。

たとえば、社会党は「政府・自民党にすりよ」っていると暴露す  
る。日共については、「従来にまして民族排外主義そのものとなっ  
ている」と批判している。これは、その限りでわれわれも賛成であ  
る。さらに、新左翼に対する「六〇年代後半のベトナム反戦、七〇  
年安保闘争で全国を震撼させる反権力大衆実力闘争を展開したが、  
労働運動との結合に失敗した」という指摘も一面ではあつた。だ  
が、ここからどう結論を導いているかが問題である。「宣言案」  
は、こう述べている。

「階級的労働運動の発展をめざしてきたわれわれもこのような歴  
史的条件下で自らの運動の力に規定され、混迷を突破することに  
成功してはなす。……その結果として日本の労働組合の組織率は、  
敗戦後低の三〇%を切るに至った」。

つまり、「階級的労働運動」であり、その中味としてせいぜい労  
働組合の強化である。しかし、さきの社共や新左翼に対する批判か  
ら出てくるのは、社共にとって代る革命党を建設しなければならぬ  
らとすることではないのか。もちろん、新左翼の限界を克服してで  
ある。ところが「宣言案」はこの党建設の闘いにかわるものとして

#### ① 「階級的労働運動」をめぐって

「宣言案」の実践的立場をしめしているのは、「階級的労働運動」  
の主張である。

「階級的労働運動の路線と実践的課題を共通のものとして、右傾  
化する労働戦線に切り込んでいきたい。それは階級的労働運動を標  
榜し、これまで全国的結合を築き守ってきたわれわれの義務でもあ  
り、任務でもあろう」。

この「階級的労働運動」がくせものである。周知のごとく、階級  
的労働運動の主張は、六〇年代にはブントが、七〇年代に入ってから  
は日共が特有な意味で主張してきた。

ブントの場合、それは「反帝統一戦線との結合」「中央権力闘争  
— マッセスト」といった内容において語られてきた。また、日共  
の場合は「革新統一戦線との結合」「組合民主主義論」である。

このように、「階級的労働運動」の階級的とは、労働組合的団結  
を超えたところでの団結とそれによる組合運動の指導として語られ  
てきたのである。もちろん、これらの理論は、党と労働組合の間の  
中間的な団結や闘いを「階級的」とした点で誤っている。階級的と  
は、厳密には革命的な特定の理想と特定の党と結びつくときのみ成  
立することである。

ところで、「宣言案」の「階級的労働運動」とは、かかる階級的  
労働運動の長所を清算し、欠陥を拡大して継承しているのである。  
それは、労働組合運動それ自体の展開に意味付与したものである。  
したがって、政治闘争も労働組合の窓からとらえるものとなっ  
ている。

「階級的労働運動」、労働組合運動を主張しているのである。

これでは、社共や新左翼に対する「宣言案」の批判は、ためにす  
る批判であり、自分を党建設の事業から切り離すための手段になっ  
ているといわれてもしかたがないであらう。

#### ③ 組合運動主義的「歴史的教訓」の総括

「宣言案」はまた、「日本労働運動の歴史的教訓」についても述  
べている。といっても、その中味は日本労働者の運動全体のこと  
ではなく、労働組合の領域に限定されている。それは、「歴史的教訓」  
といえながら、労働組合を指導していた党派の闘いをなかつたかの  
ごとく描くことで、逆に歴史的教訓の清算といえるものになつてい  
る。

まず、戦後初期の労働運動について「首相官邸ですら大衆団交の  
場になつたし、職場と工場と労働組合は労働者の階級的皆であり、  
自らの解放と労働者階級の解放・民主革命が一つのものとなつ  
た……」だが、この巨大な力は、中国革命の勝利におびえるア  
メリカ帝国主義の国際的な反革命のまきかえし、朝鮮の南北分断国  
家やアメリカの反共政策の強化による治安弾圧によって押しもどさ  
れる」と総括している。

みてのとおり、労働者の運動は「自らの解放と労働者階級の解放  
・民主革命が一つのもの」となるほど前進しながら、「アメリカ帝  
国主義の国際的な反革命」「治安弾圧」によって「押しもどされ」  
たというのだ。だが、もし、そうであるのなら「アメリカ帝国主義  
の国際的な反革命」「治安弾圧」と直接的に衝突するほどに発展し

た運動を勝利に向けて領導しえなかつた根拠こそ「歴史的教訓」として切開する必要があるはずである。

このように問題を設定するならば、プロレタリアートの階級性を小ブルジョアジーのそれに解体し、プロレタリアートの武装をおしとどめ、国際帝国主義に「決戦」をいどむことなく敗北した重要な根拠として、日共・産別会議の「米軍・解放軍規定」「平和革命」「人民戦線」の指導が出てくる。つまり、資本主義・帝国主義を打倒していくという点では、戦後初期の労働運動は「職場と工場と労働組合は、労働者の階級的皆」とはなりえず、プロ独を実現しえなかつたがゆえに「自らの解放と労働者階級の解放・民主革命が一つのものとなりえなかつたことが、日共・産別会議の指導との関係で総括されなければならぬ。「宣言案」の総括は、恣意的な意味付与であつて、今後の労働運動にとって、何一つ役立つものとは思われない。

次に、総評については「総評は、賃金闘争としての春闘方式・反独占を旗印にした反合戦場闘争・反戦・反安保を掲げた国民運動を三本柱としてきた。／六〇年安保闘争と三池闘争はそのピークであり、それは七〇年代初頭のベトナム反戦闘争まで引きつがれた。／『平和・独立・民主主義・権利の確保・生活上』は、労働者の生きがいと尺度としても、当該労組と総評の運動方針としても、まったく一体化していた。だから、多くの労働者は、自発的に手弁当で従横無尽に企業の壁をこえて闘いの現場をとびまわつたのである。／だが総評は、とくに七〇年代後半以降、加速的に力を弱め、いまや運動の三本柱はほぼ空洞化し、その主導権は全民労協に奪れた」と述べている。

組合運動をとらえかえずところへ前進するよう要求する。

おわりに

以上、批判してきたように、「宣言案」はあらゆる思想をごちゃ混ぜに折衷して表現しているが、マルクス主義の原則だけは拒否している。そして、一貫している実践的立場は構造改革路線とサンディカリズムとの結合である。

このような潮流が公然と登場するに致つたのは、社共が労働者階級の運動に敵対するに致つていながらもかわらず、それにとつてかわる革命党の建設が立ち遅れていることに基つている。彼らは、革命党建設とそのため綱領ということの外側に身をおくことで、あらゆる思想を折衷することができたのである。

必要なのは折衷綱領ではなく、マルクス主義・レーニン主義の原則に基づく綱領であり、革命的な党綱領である。

こういふと、『労働情報』の一部の諸君は、「われわれが作ったのは党綱領ではなく、労働組合の綱領だ」というかも知れない。しかし、そのことは事態の本質を少しも変えるものではない。なんとすれば、労働組合がどのような主張を行うか、あるいはどのような行動を行うかは、恒常的・根本的には革命党の建設とその正しい指導にかかっているからである。

今回の「宣言案」については、すでに、位置づけが曖昧であるとか、「実践」にどう役にたかないといった意見が内部から出されている。つまり、党綱領なのか行動綱領なのかといったことが明確

ここでは、七〇年代後半までの総評をほぼ全面的に肯定している。これはおそらく、春闘や労働戦一との関係を軸に総評を見ているからと思われる。「宣言案」はこれによって、六〇年代から七〇年代にかけて運動を著しく歪曲するものになっている。われわれは次のように疑問を提出せざるをえない。

そもそも、総評が「反合戦場闘争・反戦・反安保を掲げた国民運動を三本柱としてきた」ことこそ、六〇年安保闘争や三池闘争を敗北させた一因ではなかつたのか。また、六〇年代後半に「多くの労働者は自発的に手弁当で従横無尽に企業の壁をこえて現場をとびまわつた」というが、それは、ベトナム革命戦争を先頭とする国際階級闘争の高揚の中で、ブント・革共同などの新左翼派が街頭闘争を中心に運動を牽引したからこそ、生み出されたものではなかつたのか。さらに言えば、資本主義・帝国主義の打倒とプロ独樹立をめざさんとした新左翼派の闘いに敵対し、運動を「平和・独立・民主主義・権利の保障・生活上」の枠の中に封じ込めようとしたものこそ、社共および、総評だつたと思うがどうか。

もちろん、われわれは、『労働情報』の代表が総評三顧問の一人である市川誠氏であり、起草委員会のメンバーのうち樋口氏を除く全員が総評系の組合活動家であることを知っている。彼らが総評の欠陥を公然と口にしはじめたのが、七〇年代の後半からである。したがって、それまでの総評を評価したのである。しかし、それは、なお階級闘争全体からの総評の総括ではなく、「古きよき時代の総評を再建せよ」というものである。

必要なのは、組合運動という狭い枠をとりはらつて、総評を総括することである。われわれは「宣言案」がそうした全体の運動から

でないというわけである。われわれは、現在のところ、こうした意見はまちがいではないがあまり実りあるものでもないと考えている。

あえて言えば、これらの意見への回答は、革命的なプロレタリアートの綱領と党建設の事業こそ、第一としなければならぬということである。というのも、党綱領をわれわれは、原則的部分と実践的部分の構成でつくることができるし、またその党が闘う党であり、行動する党であるならば戦術や組織上の決議と流行の思想に対する評価を行うだろうからである。つまり、位置づけ云々の議論は、党建設の事業と結びつくときのみ正しく解決されるのである。

われわれは、こうした方向に「宣言案」をめぐる論議を発展させるべきと考える。われわれは、『労働情報』のようなグループにおいては、共産主義運動が分裂し、大衆団体が系列化されているという事情を考慮し、党派も含めて簡潔な協定をつくつて活動することと十分やっつけていけると判断する。それ以上のことは、相対的に独自の党建設をめぐる闘いにゆだね、それに参加すべきである。

現在の条件のもとでは、これこそ、「共産主義と労働運動の結合」「党と組合の接近」を実現してゆく正しい道であり、帝国主義的労働戦一派と闘争し、労働組合の指導を奪還していく正しい道である。

# 小市民的あわれみの善意と組合主義が生んだ

## 帝国主義的排外主義

——「労働者宣言」(草案)批判——

第九回全国労働者討論集会実行委員会—労働者宣言起草委員会が「階級的労働運動の獲得すべき綱領」として「労働者宣言」(草案)を発表した。

「もはや労働再編反対をスローガンとして掲げるだけでは対応できない。いまのような状況では原則的なわかりきっていると思われることでも、綱領的文書にして確認することが必要だ。」

### II

① 草案は「原則的なわかりきっていると思われること」をつぎのように記している。

「われわれの大目的は社会の正義、真理、階級的良心、人民の道徳にもとづく現状の社会主義革命である。」(一)「一、われわれの基本スローガン」)

「われわれは労働運動の本質的な核心として賃労働と資本の敵対矛盾があることを基本的な認識とする。」(同前)

「労働者階級の賃金奴隷制からの解放」(七、労働者階級解放

の大道を進もうン」)

「労働生産職場の主人公(?)」から、政治・社会の主人公へ」(同前)

これらはなんらの説明もあたえられず文中にボンとほりりこまれている。そして、草案の中心として述べられている具体的な闘争課題は独占資本主義のもとの改良と反政府・反政策闘争を旨としてゐる。

② 草案はものごとくに、「原則的なわかりきっていると思われること」と「職場・工場、そして地域における」闘いとをひききさいている。そのように「原則」と「実践」の分離に甘んじていられるのは、「原則的なわかりきっていると思われること」が「労働者の概念」や「階級概念」にとどまらぬ「国家—権力」問題をめぐってあること、つまりは帝国主義・資本主義—ブルジョア国家にたいするプロレタリア独裁の何如にあることに、無自覚であるか日和見のためである。

③ すでにわれわれはいわゆる「労働情報」グループの闘いに少なからぬ批判的検討をなしてきており、ここでは、彼らの有してきた「好ましいと思われた」志向—国際連帯に関する要求にしばって

検討する。

### III

① 草案の中心である「六、われわれの要求と主張、当面する緊急の課題、①日本の労働者階級は国家、自治体と資本に要求する」の中に、独占資本の海外進出に関して述べている項がある。

(6) 労働と労働安全……日本の基準をアジア侵出企業におしても適用せよ。……」

(16) アジアインターナショナルの確立……日系企業労働者に対して、本国企業に準ずる賃金・労働条件。……」

(なぜ、アジアだけなのか? なぜ、中東、アフリカ、中南米、そして帝国主義各国はとりのぞかれたのか?)

要求は明らかに帝国主義的排外主義そのものである。

日本共産党は独占資本の民主的規制を主張しているが、草案は同一の主張のもとに、他国の労働者の経済闘争を帝国主義本国の労働者が規定するという点にまでつきすすんでしまった。

③ 要求は一見、他国の労働者の運動条件を拡大するかの錯覚でもあたえるのであろうか? しかし、こうした要求が実際に果す役割は、「日本の基準」をよりましなものとして他国の労働者におしつけ、彼らを日帝独占資本のもとにしばりつけるという独占資本の擁護でしかない。

運動条件を拡大するといふばあい、彼らのように改良と反政策闘争の総和によって運動の目的—原則が達成されると夢想しないのであれば、「民主主義のどのような部分的要求でも、部分的なものへ従属させないならば、悪用を生じないというようなものはない。ま

たありえない」ことをふまねばならない。今日の反日運動と労働運動の高揚は経済的条件の改良を獲得するためだけではなく、国際帝国主義—日帝とそれに支えられた反革命政権にたいする、民主政権の樹立という権力闘争の中心的翼をになっている。だからこそ、種々の武装闘争—蜂起・内乱・革命戦争—があらゆる困難にもかかわらず恒常的に追求され、地下党建設の闘いが存在してきているのである。

④ 草案が日帝のアジア進出の罪悪をいかに告発しようとも、「労働生産職場」—労働組合から自然発生する改良の志向にとらわれているかぎり、他のなにもでもない帝国主義本国の労働者という存在そのものに規定されて、「国際連帯」の指針は帝国主義的排外主義へと結晶するのである。

### IV

「帝国主義、社会帝国主義者および抑圧民族と闘っている全世界のプロレタリアート 被抑圧民族の闘いを支持し、支援する。」(『綱領(草案)』)

「あらゆる帝国主義的権益、海外資産の無条件放棄。」(同前) 革命的プロレタリア・人民は、「労働者宣言」(草案)の小市民的なあわれみの善意と組合主義を批判しぬき、「職場・工場、そして地域」にとどまらぬ全国—全世界にプロレタリア国際主義をうちたてねばならない。

(破照間 進)

メモ

## 指紋押捺拒否闘争に対する一視点 —プロレタリア国際主義のために—

はじめに

在日朝鮮人・韓国人を中心とした指紋押捺拒否の闘いが広がっている。七月から大量切り換えの時期に突入し、組織的な押捺拒否の闘いが展開されている。押捺拒否者は現在、約一万人に達している。これに対して法務省・入管当局、警察当局による闘いへの弾圧攻勢も強化されてきている。八月二三日には、押捺拒否運動を先駆

的に闘い抜いてきた崔昌華、善愛父娘に対し、指紋押捺制度を合憲とした有罪判決が下された。今月末に開かれる日韓関係会議の一つのメルクマールとしてここ二ヶ月が闘争の山場となろう。

指紋押捺制度に対する評価、その階級的意義の暴露、運動のすすむべき方向、とくに日本のプロレタリアートの果たすべき任務については既に多くのことが語られており、一定の成果を挙げている。戦術方針としては、大きく分けて、一方に、社共を中心とした外国

人登録法の抜本的改正という主張と、いわゆる新左翼諸派の入管体制そのものの解体へという主張とがある。われわれはもちろん、日本のプロレタリアートは、プロレタリア国際主義の最低限の義務として、民族排外主義・帝国主義的排外主義との闘いの一環として入管体制そのものに闘いの矛先を向けなければならないと考える。外国人登録法という法それ自体をめぐるものに闘いを狭めることなく、その枠をつき破る闘いを展開してこそ、日本のプロレタリアートは在日朝鮮人・韓国人プロレタリアートとの連帯を獲得しうるからである。

I

さて、ここでは少なくとも押捺拒否の闘いに関するかぎり、従来の議論ではあまり意識して論じられてはこなかった一点につき問題を提起するにとどめたい。

指紋押捺制度—外国人登録法—入管体制が、何よりも在日朝鮮人・韓国人、つまり今や二世、三世となって日本に生まれ、育ち、生活しつづけている人々をこそ対象としたものであることは明白である。押捺拒否の闘いが在日朝鮮人・韓国人以外の人々をも巻きこみつつも、二世、三世にいたる在日朝鮮人・韓国人こそ闘いの中心であることにそれははっきりと示されている。ところで、このことの意味とはなんであるか。とくに闘いの輪が二世、そして更

には三世へと拡大しつつある現実を踏まえてどうなのか。

現在、約七〇万人の朝鮮人・韓国人が在日しているが、そのうちの九〇％近くがいわゆる二世、三世で占められている。彼らは日本で生まれ、育ち、生活する者として多かれ少なかれ日本の文化的影響を受け、民族性の解体攻撃—日本人化の攻撃にさらされている。しかも同時に、彼らはあくまで在日朝鮮人・韓国人として社会的・経済的・政治的な差別・排外攻撃を受けつつづけている。

こうした歴史の全てからして、在日朝鮮人・韓国人は、単一民族国家という幻想の下にある日本帝国主義国家におけるいわば独特の「マイノリティー」として存在している。こう述べるからといって、われわれはかつての日本共産党の在日朝鮮人少数民族論を復権させようというのではない。それはスターリン—コミンテルン以来の一国一共産党原則にもとずき、在日朝鮮人の運動を朝鮮半島の革命運動から機械的に切り離し、在日朝鮮人革命運動を排外的に日本革命のために利用せんとするものでしかなかった。これについては既に本誌No.20で触れてある。われわれがいまここで問題にしようというのは、いつかは祖国にかえる、ということをおぼろげに自明の前提にしていた一世にかわって、日本で生まれ、育ち、日本における生活を長期におたつてつづけることをいわば前提にしている二世、三世、さらには四世が在日朝鮮人・韓国人のほぼ九割に達するまでになった現実に根拠を置いてのことである。それはその現実を踏まえて、とくに日本語を用いて表現活動をしている在日朝鮮人・

韓国人作家たち——金石範、金鶴泳、竹田青嗣といった人々による一連の問題提起にそくしたことである。例えば金石範氏は次のように述べている。

「いま在日朝鮮人の状況は、それを肯定的に見るにしろ否定的に見るにしろ、事実としてすでに大きな曲り角にきているといえるだろう。一九八〇年代は七〇万在日朝鮮人の世代交替がだいたい終わる時期であって、同時に在日朝鮮人の質的な変容が遂げられるものと考えられるのである。われわれは、紛れもなく、いま『在日』する時代の転機に立っている。そこから『在日』とは何か、『在日』を生きる根拠とは何か、『これからどうすればよいか?』などといった問いが出され、模索が続けられる」(『「在日」の思想」p.10)

「私は二日間の三つの場所で申し合わせたように、二世の青年たちから『これからどうすればよいか?』という質問を受けた。これは偶然の一致だろうか。単なる偶然ではない、在日朝鮮人の若い世代にくすぶりだしている内的要求の現われとして見なければならぬだろう。在日二世の多くはいま自分はいつたい何であり、自分たちのいる『在日』という位置はなにかと懸命に模索している」(同p.87)

## II

在日朝鮮人・韓国人は朝鮮人・韓国人として、社会的にも経済的にも政治的にも朝鮮半島の地に無数の糸で結びついている。だが、にもかかわらず、在日朝鮮人・韓国人は在日という独特の条件の下にある。指紋押捺問題においても日本のプロレタリアートはこの特別の条件に留意することが必要である。問題の歴史的背景を指摘し、暴露すること、そこからする日本のプロレタリアートの責務をつきだすこと、これらのことはぜひとも必要であり片時も忘れてはならないことである。しかしそこにとどまってはならない。問題をあくまで今日の問題としてとらえ、われわれ日本のプロレタリアートの果たすべき任務を考えるかぎり、他でもなく現在の諸条件を考慮しなければならないからである。

なぜ法務省・警察当局は指紋押捺制度の存続にあれほどに執着するのであるのか?明らかに彼らはジレンマにおちいつているのである。日本政府の在日朝鮮人・韓国人に対する政策は従来より帰化を基本とした抑圧・追放政策であり、二世、三世が在日朝鮮人・韓国人の絶対多数になって今日、いわば独特の少数民族化を防ぐことは彼らにとって焦眉の課題である。だからこそ外国人登録法・指紋押捺制度・入管体制を断固として維持し、帰化・日本人化を促進しなければならぬ。だが同時にこのことが在日朝鮮人・韓国人の民族性・民族意識をより一層強めることになっている。しかもそれだけではない。在日朝鮮人・韓国人が日本帝国主義国家に対して特別の關係を持つ集団へと自己形成することを助長している。在日朝

鮮人・韓国人が日本における単なる少数民族では決してありえないことからこの事態は加速されている。帝国主義ブルジョアジーは理路を失っている。八月末に開催が予定されている日韓閣僚会議の場でなんらかの妥協・政治決着がはかられる可能性が高いが、しかし、問題の根本には手をつけられないであろう。

指紋押捺拒否の闘いにおいて、在日朝鮮人・韓国人は日本帝国主義国家・社会のなかにおける市民的諸権利を求めているのではない。それは在日朝鮮人・韓国人の従来とは異なった新しい特別の集団への自己形成への運動であろう。帝国主義国家日本をつき破らんとする運動であろう。在日朝鮮人・韓国人は日本帝国主義国家の下に総括されているであろうか。帝国主義ブルジョアジーの入管政策全体はこの総括をなし切ることを終始追求したものであったし、今またそうである。にもかかわらず、それに成功したとは決して言えない。続々と指紋押捺を拒否する在日朝鮮人・韓国人のとくに青年たちの政治的民主主義要求の中に一貫して流れる帝国主義国家日本に対決する質にこそ、日本のプロレタリアートは注目し、それと結合する闘いを構築しなければならない。それは強い政治的な志向を孕んだものであるが、従来の政治性とは異なっている。従来の在日朝鮮人運動の持つ政治性は、朝鮮半島におけるいわゆる南北対立と民族統一・民族解放運動に規定されたものとしてあり、きわめて強い政治性を帯びていたが、南北両政府と結びついた諸組織の持つ政治性としての制限から自由ではなかった。在日大韓民国居留民団

の持つ政治性がゴリゴリの反共主義であり、帝国主義に屈服していくものでしかなかったことはいままでもないこととしても、在日朝鮮人連盟・在日朝鮮人総連合会の持つ政治性が朝鮮労働党、あるいは日本共産党の政治性の狭さ(それらの組織を単なる下部組織としてしかとり扱ってこなかったところに決定的にあらわれている)に規定されていたことは明白であり、今日の国際共産主義運動の総括問題としてわれわれの課題でもある。それは朝鮮半島で活動する朝鮮人プロレタリアート、在日朝鮮人プロレタリアート、日本人プロレタリアートの国際主義的結合を実現しようものではなかった。これに対し、今、在日朝鮮人・韓国人プロレタリアートの中に培われつつある政治性は日本帝国主義国家・社会の中に根づいた在日朝鮮人・韓国人の生活、とりわけプロレタリアートとしてのそれに強く、広汎に支えられており、根本的に資本主義・帝国主義に対決する質を持ったものとして、指紋押捺拒否闘争等の闘いの過程で成熟しつつある。

## III

自国帝国主義打倒を最低限の第一の義務として闘う日本のプロレタリアートはここに結合する術を知らねばならない。実践上で言えば日本のプロレタリアートの任務は次のようになる。

従来の日本プロレタリアートの在日朝鮮人・韓国人運動に対する

戦術はきわめて大雑把に言えば、こうであった。一方では、朝鮮労働党―朝鮮総連に対する党派闘争の組織的展開を目指し、そのことを通じて朝鮮人プロレタリアートと日本人プロレタリアートとの結合を図り、日本―世界革命へ、というものであり、他方では、李承晩―朴正熙―金斗煥とつづく独裁政権とその手先と暮った民団幹部を弾劾、暴露し、韓国プロレタリアート・人民、および韓青同をはじめとする在日韓国人プロレタリアート・人民の反独裁・反日・民主化・民族の自主的統一のための闘争への支持、それを通じてプロレタリアートの国際的結合を図り日本―世界革命へ、というものであった。こうした戦術は今日ほとんど無効となっている。朴独裁政権末期、韓青同の結成とその精力的な活動の頃からはっきり変化が出てきて、現在の指紋押捺拒否闘争でより鮮明になったことだが、総連―民団という組織的枠からはみだして闘いがとどろきまれ、展開されていることにそのことははっきり示されている。在日、という

ことが大衆的に問題化されはじめたこともこれを物語る。日本の

プロレタリアートにはまさしく、在日朝鮮人・韓国人プロレタリアートにとって、在日、という現実から不可避になっている日常闘争、すなわち経済闘争から政治的民主主義をめぐる諸々の闘争に対して政治的に結合し、それを国際主義的団結によって革命化していくという任務が課せられている。今日の指紋押捺拒否闘争への支持と連帯をその闘いの第一歩とせねばならない。

「火花」第四八号訂正

P 5 上段14行目 六〇年代

七〇年代

P 8 下段9行目 第一位におく意義

第一位の意義

火花 第四九号

発行日 一九八五年九月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

定価 三〇〇円